

教育福祉委員会審査日程表

日時 令和7年12月8日（月）

午前9時30分開議

場所 第3・4委員会室

- 第1 陳情第24号 「多子世帯の保育料負担軽減」を求める陳情書
- 第2 陳情第25号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書
- 第3 陳情第26号 保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書
- 第4 陳情第28号 生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決に基づき、全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書の国への提出を求める陳情書
- 第5 議案第93号 流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第102号 指定管理者の指定について（おおぐろの森小学校区学童クラブ）
- 第7 議案第91号 流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第92号 流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 8 議案第 101号 指定管理者の指定について（流山市おおたかの森児童センター）
- 第 9 議案第 97号 指定管理者の指定について（流山市赤城福祉会館）
- 第 10 議案第 94号 指定管理者の指定について（流山市流山福祉会館）
- 議案第 95号 指定管理者の指定について（流山市西深井福祉会館、流山市南福祉会館、流山市名都借福祉会館及び流山市平和台福祉会館）
- 議案第 98号 指定管理者の指定について（流山市下花輪福祉会館）
- 第 11 議案第 96号 指定管理者の指定について（流山市東深井福祉会館）
- 第 12 議案第 100号 指定管理者の指定について（流山市心身障害者福祉作業所さつき園）
- 第 13 議案第 90号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 14 議案第 99号 指定管理者の指定について（流山市地域福祉センター）
- 第 15 議案第 89号 令和 7 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 16 議案第 103号 指定管理者の指定について（流山市生涯学習センター）

第17 議案第104号 指定管理者の指定について（流山市コミュニティプラザ、江戸川河川敷緑地野球場、流山市民プール、北部市民プール、流山市北部柔道場、流山市南部柔道場、流山市流山スポーツフィールド及び流山市東部スポーツフィールド）

第18 議案第105号 指定管理者の指定について（一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明）

第19 所管事務の継続調査について

流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

1 概要

江戸川台小学校及び東小学校のリニューアル工事に伴い、調理場に必要とされる衛生管理体制(HACCP基準※)に準拠した施設建設用地を学校敷地内で確保することが困難と判断された。

このことから、八木南小学校及び東小学校の給食を調理する八木南共同調理場を、また、おおぐろの森中学校及び江戸川台小学校の給食を調理するおおぐろの森共同調理場を設置するもの。(施行予定:令和8年4月1日)

※HACCP(ハサップ)基準_Hazard Analysis and Critical Control Point

2021年6月、全ての食品等事業者が食中毒汚染や異物混入等の危害要因を把握し、全工程で危害要因の除去、低減を図る衛生管理手法。令和3年(2021年)6月義務化。

2 改正内容

下線部を追加する。

○流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例(昭和61年3月31日条例第14号)
(名称及び位置)

第3条 調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北部調理場	流山市中野久木562番地の7
南流山調理場	流山市大字鱈ヶ崎1662番地の1
八木調理場	流山市古間木212番地の1
西初石調理場	流山市西初石4丁目459番地の1
<u>おおぐろの森調理場</u>	<u>流山市大畔581番地</u>
<u>八木南調理場</u>	<u>流山市芝崎92番地</u>

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

担当

学校教育部学校教育課
保健給食係 内線526

流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>○流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例 昭和61年3月31日条例第14号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">昭和62年3月30日条例第9号 平成14年3月27日条例第14号 平成20年10月8日条例第39号 令和5年3月27日条例第6号 令和5年3月27日条例第7号 令和5年9月29日条例第19号</p> <p style="text-align: center;">流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(名称及び位置)</p> <p>第3条 調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部調理場</td> <td>流山市中野久木562番地の7</td> </tr> <tr> <td>南流山調理場</td> <td>流山市大字鱈ヶ崎1662番地の1</td> </tr> <tr> <td>八木調理場</td> <td>流山市古間木212番地の1</td> </tr> <tr> <td>西初石調理場</td> <td>流山市西初石4丁目459番地の1</td> </tr> <tr> <td>おおぐろの森調理場</td> <td>流山市大畔581番地</td> </tr> <tr> <td>八木南調理場</td> <td>流山市芝崎92番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	北部調理場	流山市中野久木562番地の7	南流山調理場	流山市大字鱈ヶ崎1662番地の1	八木調理場	流山市古間木212番地の1	西初石調理場	流山市西初石4丁目459番地の1	おおぐろの森調理場	流山市大畔581番地	八木南調理場	流山市芝崎92番地	<p>○流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例 昭和61年3月31日条例第14号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">昭和62年3月30日条例第9号 平成14年3月27日条例第14号 平成20年10月8日条例第39号 令和5年3月27日条例第6号 令和5年3月27日条例第7号 令和5年9月29日条例第19号</p> <p style="text-align: center;">流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条の規定に基づき、学校給食共同調理場の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第2条 市は、流山市立学校の学校給食を円滑に実施するため、流山市学校給食共同調理場(以下「調理場」という。)を設置する。</p> <p style="text-align: center;">(名称及び位置)</p> <p>第3条 調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部調理場</td> <td>流山市中野久木562番地の7</td> </tr> <tr> <td>南流山調理場</td> <td>流山市大字鱈ヶ崎1662番地の1</td> </tr> <tr> <td>八木調理場</td> <td>流山市古間木212番地の1</td> </tr> <tr> <td>西初石調理場</td> <td>流山市西初石4丁目459番地の1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	北部調理場	流山市中野久木562番地の7	南流山調理場	流山市大字鱈ヶ崎1662番地の1	八木調理場	流山市古間木212番地の1	西初石調理場	流山市西初石4丁目459番地の1				
名称	位置																												
北部調理場	流山市中野久木562番地の7																												
南流山調理場	流山市大字鱈ヶ崎1662番地の1																												
八木調理場	流山市古間木212番地の1																												
西初石調理場	流山市西初石4丁目459番地の1																												
おおぐろの森調理場	流山市大畔581番地																												
八木南調理場	流山市芝崎92番地																												
名称	位置																												
北部調理場	流山市中野久木562番地の7																												
南流山調理場	流山市大字鱈ヶ崎1662番地の1																												
八木調理場	流山市古間木212番地の1																												
西初石調理場	流山市西初石4丁目459番地の1																												

改正後	改正前
(管理)	(管理)
第4条 (略)	第4条 調理場は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。
(職員)	(職員)
第5条 (略)	第5条 調理場に場長その他必要な職員を置く。
(運営委員会)	(運営委員会)
第6条 (略)	第6条 調理場の運営を適正かつ円滑に行うため、各調理場に流山市学校給食共同調理場運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。
(所掌事務)	(所掌事務)
第7条 (略)	第7条 運営委員会は、調理場の運営に関する重要な事項について、審議、調査及び研究を行い、必要に応じて、場長に助言することができる。
(組織)	(組織)
第8条 (略)	第8条 運営委員会は、委員15人以内をもって組織する。
(任期)	(任期)
第9条 (略)	第9条 運営委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
(委任)	(委任)
第10条 (略)	第10条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。
附 則	附 則
この条例は、昭和61年4月1日から施行する。	この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
附 則（昭和62年3月30日条例第9号）	附 則（昭和62年3月30日条例第9号）
この条例は、昭和62年4月1日から施行する。	この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
附 則（平成14年3月27日条例第14号）	附 則（平成14年3月27日条例第14号）
この条例は、平成14年4月1日から施行する。	この条例は、平成14年4月1日から施行する。
附 則（平成20年10月8日条例第39号）	附 則（平成20年10月8日条例第39号）
この条例は、平成21年4月1日から施行する。	この条例は、平成21年4月1日から施行する。
附 則（令和5年3月27日条例第6号抄）	附 則（令和5年3月27日条例第6号抄）

改正後	改正前
<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 附 則 (令和■年■月■日条例第■号)</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 附 則 (令和5年3月27日条例第7号)</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。 附 則 (令和5年9月29日条例第19号)</p> <p>この条例は、令和5年9月30日から施行する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 附 則 (令和5年3月27日条例第7号)</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。 附 則 (令和5年9月29日条例第19号)</p> <p>この条例は、令和5年9月30日から施行する。</p>

【学童クラブ（おおぐろの森小学校区）】指定管理者選定評価結果表

資料 1

審査項目	条例施行規則第2号及び第3様式に基づく分類	配点	株式会社明日葉
1. 指定管理者としての資質	(1) 指定管理者としての実績	14	11.7
	(2) 申請者の財政状況		
	(3) 申請の理由		
2. 施設運営の方針	(1) 施設の現状に対する考え方・将来展望	18	13.7
	(2) 事業収支計画		
	(3) 地域や他の施設との連携		
	(4) その他		
3. 実施体制	(1) 職員の配置	18	14.5
	(2) 職員の研修計画		
4. 安全管理	(1) 防犯対策・防災対策	18	14.8
	(2) 安心・安全面の具体策		
	(3) 個人情報の保護策		
	(4) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法等		
5. 創意工夫・改善	(1) サービス向上のための方策	32	27.5
	(2) 利用者の要望等の反映		
	(3) 自主事業		
小 計		100	82.2
6. 加減点項目	再選定におけるインセンティブ	5	5.0
	市内経済の活性化	1	0.0
	障害者が常用労働者となり得る機会の確保	1	1.0
	女性の活躍推進	2	2.0
	SDGsへの取組	1	1.0
合 計		110	91.2

指定管理者候補者概要

施設名 学童クラブ（おおぐろの森小学校区）

指定管理者候補者	株式会社明日葉
代表	代表取締役 大隈 太嘉志
設立	平成4年10月1日
所在地	東京都港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー
資本金	51,000,000円
売上高	16,143,146,380円（令和6年度決算）
従業員	10,157名（役員、社員、準社員、パートナー社員含む）（令和7年11月1日現在）
主な受託業務	学童クラブ（おおぐろの森小学校区）指定管理者事業（※現指定管理者） （令和3年4月1日～令和8年3月31日） 1 主な事業 学童クラブ管理運営業務 放課後子ども教室管理運営業務 子育て支援事業 2 指定管理者として管理運営をしている主な施設 市野谷小学校区学童クラブ（R6.4～R11.3） おおたかの森児童センター（R3.3～R8.3） 流山市江戸川台福祉会館（R4.4～R9.3） 他 約1,100か所の施設等の管理運営

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例の制定について

1 概要

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）等により各事業の基準府令が一部改正されたことに伴い、事業に従事する者の資格に地域限定保育士を加えること、乳幼児健康診査を保育所等の健康診断の代替とできること等について規定するもの。

2 改正する条例

- (1) 流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年流山市条例第24号）
- (2) 流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年流山市条例23号）
- (3) 流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年流山市条例第31号）

3 主な内容

- (1) 事業に従事する者に必要となる資格に地域限定保育士を加える。
対象事業：家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業
- (2) 乳幼児健康診査の内容が家庭的保育事業等の利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められたときは、これらの健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする。
対象事業：家庭的保育事業等
- (3) 一定の要件を満たした場合に、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設を確保しないことを可能とするとともに、連携施設に係る経過措置について5年間延長する。

対象事業：家庭的保育事業等・特定地域型保育事業

- (4) 栄養士免許を取得せず管理栄養士となることが可能となったことから、栄養士による献立指導等について、栄養士免許を有しない管理栄養士であっても基準を満たすことができることとする。

対象事業：家庭的保育事業等

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行日

公布の日から施行する。

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月14日条例第24号 (保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供するこ</p>	<p>○流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月14日条例第24号 (保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供するこ</p>

改正後	改正前
<p>と。</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p>	<p>と。</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p>
<p>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</p> <p>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>
<p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p>	<p>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型、小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</p> <p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者</p>
<p>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</p>	

改正後	改正前
<p>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p>	
<p>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>	
<p>(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</p>	
<p>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</p>	
<p>(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</p>	
<p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者</p>	
<p>6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p>	<p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p>
<p>(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p>	<p>(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p>
<p>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</p>	<p>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</p>
<p>7 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを</p>	<p>5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを</p>

改正後	改正前
<p>第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</p> <p>(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの （虐待等の禁止）</p>	<p>第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</p> <p>(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの （虐待等の禁止）</p>
<p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （食事の提供の特例）</p>	<p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u> _____ に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （食事の提供の特例）</p>
<p>第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等であり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われるこ</p>	<p>第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等であり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士</u> _____ により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u> _____ による必要な配慮が行われるこ</p>

改正後	改正前
<p>と。</p> <p>(3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1) 連携施設</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p> <p>（利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければな</p>	<p>と。</p> <p>(3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1) 連携施設</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p> <p>（利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければな</p>

改正後	改正前				
<p>らない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p>	<p>らない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="152 571 667 730">児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td> <td data-bbox="667 571 1117 730">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 730 667 887">乳幼児に対する健康診査</td> <td data-bbox="667 730 1117 887">利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				
<p>（職員）</p> <p>第24条 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>（1） 調理業務の全部を委託する場合</p> <p>（2） 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>（1） 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p>	<p>（職員）</p> <p>第24条 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>（1） 調理業務の全部を委託する場合</p> <p>（2） 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士_____又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>（1） 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p>				

改正後	改正前
<p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。</p> <p>（職員）</p> <p>第30条 小規模保育事業所A型には、保育士（<u>千葉県</u>の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>（職員）</p> <p>第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（<u>千葉県</u>の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。次項において同じ。）その他保育に従事する職員と</p>	<p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。</p> <p>（職員）</p> <p>第30条 小規模保育事業所A型には、保育士_____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>（職員）</p> <p>第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士_____その他保育に従事する職員と</p>

改正後	改正前
<p>して市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>して市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。</p>
<p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p>	<p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p>
<p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p>	<p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p>
<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。 （職員）</p>	<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。 （職員）</p>
<p>第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（<u>千葉県</u>の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。次項において同じ。）<u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</u></p>	<p>第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士_____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p>
<p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。</p>	<p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>（職員）</p> <p>第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（<u>千葉県</u>の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p>	<p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>（職員）</p> <p>第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士_____その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p>

改正後	改正前
<p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>附則 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から令和12年3月31日 _____ までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>附則 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>

改正後	改正前
<p>まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等に係るものにあつては共済組合等の構成員の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>	<p>まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等に係るものにあつては共済組合等の構成員の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>
<p>（特定教育・保育施設等との連携）</p>	<p>（特定教育・保育施設等との連携）</p>
<p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p>	<p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p>
<p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p>	<p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p>
<p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。</p>	<p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。</p>
<p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る</p>	<p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る</p>

改正後	改正前
<p>教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>	<p>教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>
<p>2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p>	<p>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p>
<p>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</p>	<p>(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p>
<p>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>	<p>(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>
<p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p>	<p>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p>
	<p>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</p>
<p>4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合に</p>	<p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</p>

改正後	改正前
<p>は、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</p> <p>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</p> <p>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</p> <p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者</p> <p>6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</p>	<p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</p>

改正後	改正前
<p>7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</p>	<p>5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</p>
<p>8 居宅訪問型保育事業を行う者は、流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p>	<p>6 居宅訪問型保育事業を行う者は、流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p>
<p>9 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p>7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>
<p>10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であつて、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であつて、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p>
<p>11 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、</p>	<p>9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、</p>

改正後	改正前
<p>満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>附則 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和12年3月31日 までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>附則 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 令和7年流山市条例第31号 (虐待等の防止)</p>	<p>○流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 令和7年流山市条例第31号 (虐待等の防止)</p>
<p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員)</p>	<p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号 _____ に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員)</p>
<p>第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p>	<p>第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士 _____ _____ その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p>
<p>2 前項の規定により一般型乳児等通園支援事業所に置かなければならない乳児等通園支援従事者の数は、利用乳児おおむね3人につき1人以上、利用幼児おおむね6人につき1人以上とし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。</p>	<p>2 前項の規定により一般型乳児等通園支援事業所に置かなければならない乳児等通園支援従事者の数は、利用乳児おおむね3人につき1人以上、利用幼児おおむね6人につき1人以上とし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。</p>
<p>3 前項の乳児等通園支援従事者の数のうち、半数以上は保育士としなければならない。</p>	<p>3 前項の乳児等通園支援従事者の数のうち、半数以上は保育士としなければならない。</p>
<p>4 第1項の規定により置かれる乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。</p>	<p>4 第1項の規定により置かれる乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。</p>
<p>(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該</p>	<p>(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該</p>

改正後	改正前
<p>保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。</p> <p>(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している利用乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳児又は幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。</p>	<p>保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。</p> <p>(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している利用乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳児又は幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。</p>

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）により、基準府令が一部改正されたことに伴い、地域限定保育士を放課後児童支援員の基礎資格の一つとするほか、放課後児童支援員の資格について、放課後児童支援員とみなすことができる経過措置の期間を延長する改正を行う。

2 改正内容

【改正①】放課後児童支援員の基礎資格に「地域限定保育士」を追加

- ・児童福祉法の改正により、「地域限定保育士制度」が一般制度化された。
- ・今後、千葉県においても地域限定保育士試験が実施される可能性があり、地域限定保育士資格を持った者が支援員として勤務することが想定されるため、改正を行う。

【改正②】条例第13条において引用している児童福祉法の項番号が変更となったため改正をするもの。

- ・条例第13条「虐待の禁止」の条項において、虐待の定義として児童福祉法第33条の10を引用しているが、児童福祉法改正により、同条に第2項、第3項が新設されたため、引用先を「第33条の10」から「第33条の10第1項」に変更するもの

【改正③】職員の経過措置を延長する改正

- ・放課後児童支援員の資格の経過措置として、基礎資格に該当する者のうち、支援員認定資格研修を一定期間内に修了する見込みの者については、支援員とみなす（みなし支援員とする）ことを規定している。
- ・経過措置の期間が令和8年3月31日で終了するため、これを延長する改正を行う。
- ・「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に修了することを予定している者」という条件を規定した上で、経過措置の期間は「当分の間」とする。

3 新旧対照表

資料2のとおり

4 施行日

公布の日から施行する。

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年流山市条例第25号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) <u>保育士（千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）</u>の資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により通常の課程に相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修め</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士_____の資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により通常の課程に相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修め</p>

改正後	改正前
<p>て卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、前項の支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>て卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、前項の支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>(職員の経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>当分</u>の間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したものの（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に修了することを予定している者を含む。）」とする。</p> <p>(流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正)</p> <p>3 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成23年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。</p> <p>[次のよう] 略</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>(職員の経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>令和8年3月31日までの間</u>、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したものの（令和8年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p> <p>(流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正)</p> <p>3 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成23年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。</p> <p>[次のよう] 略</p>

【おおたかの森児童センター】指定管理者選定評価表

審査項目	条例施行規則第2号及び第3様式に基づく分類	配点	A社	株式会社コマーム
1. 指定管理者としての資質	(1) 指定管理者としての実績	12	10.8	11.7
	(2) 申請者の財政状況			
	(3) 申請の理由			
2. 施設運営の方針	(1) 施設の現状に対する考え方・将来展望	32	24.5	28.5
	(2) 事業収支計画			
	(3) 地域や他の施設との連携			
	(4) その他			
3. 実施体制	(1) 職員の配置	14	10.7	11.8
	(2) 職員の研修計画			
4. 安全管理	(1) 防犯対策・防災対策	20	16.5	17.3
	(2) 安心・安全面の具体策			
	(3) 個人情報の保護策			
	(4) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法等			
5. 創意工夫・改善	(1) サービス向上のための方策	22	18.7	20.5
	(2) 利用者の要望等の反映			
	(3) 自主事業			
小 計		100	81.2	89.8
6. 加減点項目	再選定におけるインセンティブ	5	3.0	0.0
	市内経済の活性化	1	0.0	0.0
	障害者が常用労働者となり得る機会の確保	1	1.0	1.0
	女性の活躍推進	2	2.0	0.0
	SDGsへの取組	1	1.0	1.0
合 計		110	88.2	91.8

指定管理者候補者概要

施設名 流山市おおたかの森児童センター

指定管理者候補者	株式会社コマーチム
代表	代表取締役社長 小松 秀人
設立	平成3年4月30日
所在地	埼玉県川口市並木二丁目5番1号 埼玉りそな銀行西川口支店ビル1階
資本金	1300万円
売上高	2,200,574,536円(令和6年度決算)
従業員	814名(令和7年4月1日現在※契約スタッフ含)
主な受託業務	<ol style="list-style-type: none">1 主な事業 放課後児童クラブ管理運営 児童館管理運営 保育施設管理運営 児童発達支援センター管理運営等2 指定管理者として管理運営をしている主な施設 川口市立芝児童センター(H18.4~R8.3,川口市)、所沢市立みどり児童館(H24.4~R9.3,所沢市)、野田市立のだしこども館(R4.8~R9.3,野田市)他あわせて全国23か所の施設の管理運営

資料 1

【赤城福社会館】指定管理者選定評価表

審査項目	条例施行規則第2号及び第3様式に基づく分類	配点	株式会社コマーム	A社
1. 指定管理者としての資質	(1) 指定管理者としての実績	12	9.9	8.7
	(2) 申請者の財政状況			
	(3) 申請の理由			
2. 施設運営の方針	(1) 施設の現状に対する考え方・将来展望	36	27.9	24.4
	(2) 事業収支計画			
	(3) 地域や他の施設との連携			
	(4) その他			
3. 実施体制	(1) 職員の配置	12	9.7	7.4
	(2) 職員の研修計画			
4. 安全管理	(1) 防犯対策・防災対策	20	16.3	15.1
	(2) 安心・安全面の具体策			
	(3) 個人情報の保護策			
	(4) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法等			
5. 創意工夫・改善	(1) サービス向上のための方策	20	15.0	12.9
	(2) 利用者の要望等の反映			
	(3) 自主事業			
小 計		100	78.8	68.5
6. 加減点項目	再選定におけるインセンティブ	-	0.0	0.0
	市内経済の活性化	1	0.0	1.0
	障害者が常用労働者となり得る機会の確保	1	1.0	1.0
	女性の活躍推進	2	0.0	0.0
	SDGsへの取組	1	1.0	0.0
合 計		105	80.8	70.5

指定管理者候補者概要

施設名 流山市赤城福祉会館（地域ふれあいセンター・児童センター）

指定管理者候補者	株式会社コマーチム
代表	代表取締役社長 小松 秀人
設立	平成3年4月30日
所在地	埼玉県川口市並木二丁目5番1号 埼玉りそな銀行西川口支店ビル1階
資本金	13,000,000円
売上高	2,200,574,536円（令和6年度）
従業員	814人（令和7年4月1日現在※契約スタッフ含む）
主な受託業務	<ol style="list-style-type: none">1 主な事業 放課後児童クラブ管理運営 児童館管理運営 保育施設管理運営 児童発達支援センター管理運営等2 指定管理者として管理運営をしている主な施設 川口市立芝児童センター（H18.4～R8.3） 所沢市みどり児童館（H24.4～R9.3） 野田市立のだしこども館（R4.8～R9.3） 他 20か所の施設等の管理運営

【流山福社会館】指定管理者選定評価表

審査項目	条例施行規則第2号及び第3様式に基づく分類	配点	社会福祉法人流山市社会福祉協議会
1. 指定管理者としての資質	(1) 指定管理者としての実績	12	9.8
	(2) 申請者の財政状況		
	(3) 申請の理由		
2. 施設運営の方針	(1) 施設の現状に対する考え方・将来展望	32	24.3
	(2) 事業収支計画		
	(3) 地域や他の施設との連携		
	(4) その他		
3. 実施体制	(1) 職員の配置	12	9.3
	(2) 職員の研修計画		
4. 安全管理	(1) 防犯対策・防災対策	20	15.5
	(2) 安心・安全面の具体策		
	(3) 個人情報の保護策		
	(4) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法等		
5. 創意工夫・改善	(1) サービス向上のための方策	24	18.3
	(2) 利用者の要望等の反映		
	(3) 自主事業		
小 計		100	77.2
6. 加減点項目	再選定におけるインセンティブ	5	5.0
	市内経済の活性化	1	1.0
	障害者が常用労働者となり得る機会の確保	1	1.0
	女性の活躍推進	2	0.0
	SDGsへの取組	1	0.0
合 計		110	84.2

指定管理者候補者概要

施設名 流山市流山福祉会館

指定管理者候補者	社会福祉法人流山市社会福祉協議会
代表	会長 石幡 恒美
設立	昭和 51 年 12 月 17 日
所在地	千葉県流山市平和台 2 丁目 1 番地の 2
資本金	—
売上高	659,062,855 円（令和 6 年度決算収入額）
従業員	228 人（非常勤含む・令和 7 年 9 月 1 日現在）
主な受託業務	<p>流山福祉会館指定管理者業務（※現指定管理者） （平成 18 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）</p> <p>1 主な事業 施設管理事業（流山市地域福祉センター管理） 放課後児童健全育成事業（学童クラブ運営） 在宅福祉サービス事業</p> <p>2 指定管理者として管理運営をしている主な施設 流山市地域福祉センター （H18.4～R8.3） 鱒ヶ崎小学校区第 1 ひまわり学童クラブ （H24.4～R12.3） 鱒ヶ崎小学校区第 2 ひまわり学童クラブ （H28.4～R12.3） 鱒ヶ崎小学校区第 3 ひまわり学童クラブ （R1.4～R12.3） 南流山小学校区第 1 あすなろ学童クラブ （H24.4～R12.3） 南流山小学校区第 2 あすなろ学童クラブ （R1.4～R12.3）</p>

資料 1

【福社会館（西深井・南・名都借・平和台）】指定管理者選定評価表

審査項目	条例施行規則第2号及び第3様式に基づく分類	配点	公益社団法人流山市シルバー人材センター
1. 指定管理者としての資質	(1) 指定管理者としての実績	12	9.5
	(2) 申請者の財政状況		
	(3) 申請の理由		
2. 施設運営の方針	(1) 施設の現状に対する考え方・将来展望	32	21.3
	(2) 事業収支計画		
	(3) 地域や他の施設との連携		
	(4) その他		
3. 実施体制	(1) 職員の配置	12	8.8
	(2) 職員の研修計画		
4. 安全管理	(1) 防犯対策・防災対策	20	15.0
	(2) 安心・安全面の具体策		
	(3) 個人情報の保護策		
	(4) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法等		
5. 創意工夫・改善	(1) サービス向上のための方策	24	17.0
	(2) 利用者の要望等の反映		
	(3) 自主事業		
合 計		100	71.6

指定管理者候補者概要

施設名 福社会館（西深井・南・名都借・平和台）

指定管理者候補者	公益社団法人流山市シルバー人材センター
代表	会長 神田 英子
設立	昭和 59 年 2 月 20 日
所在地	千葉県流山市東初石 3 丁目 103 番地の 18
資本金	—
売上高	573,928,050 円（令和 6 年度経常収益）
従業員	719 人（会員含む・令和 7 年 3 月 31 日現在）
主な受託業務	<p>西深井福社会館指定管理者事業（※現指定管理者） （平成 18 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）</p> <p>南福社会館指定管理者事業（※現指定管理者） （平成 18 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）</p> <p>名都借福社会館指定管理者事業（※現指定管理者） （平成 18 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）</p> <p>平和台福社会館指定管理者事業（※現指定管理者） （平成 18 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）</p> <p>1 主な事業 シルバー人材センター事業 （地域社会に密着した仕事の請負） （技能職、管理職、技術職、一般作業職等）</p> <p>2 指定管理者として管理運営をしている主な施設 南流山福社会館指定管理者事業（H18.4～R10.3） 下花輪福社会館指定管理者事業（H18.4～R8.3） 他 8 か所の施設等の管理運営</p>

資料 1

【下花輪福祉会館】指定管理者選定評価表

審査項目	条例施行規則第2号及び第3様式に基づく分類	配点	A社	公益社団法人流山市シルバー人材センター
1. 指定管理者としての資質	(1) 指定管理者としての実績	12	8.3	9.2
	(2) 申請者の財政状況			
	(3) 申請の理由			
2. 施設運営の方針	(1) 施設の現状に対する考え方・将来展望	32	22.7	21.3
	(2) 事業収支計画			
	(3) 地域や他の施設との連携			
	(4) その他			
3. 実施体制	(1) 職員の配置	12	8.3	8.8
	(2) 職員の研修計画			
4. 安全管理	(1) 防犯対策・防災対策	20	16.0	14.0
	(2) 安心・安全面の具体策			
	(3) 個人情報の保護策			
	(4) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法等			
5. 創意工夫・改善	(1) サービス向上のための方策	24	16.8	15.8
	(2) 利用者の要望等の反映			
	(3) 自主事業			
小 計		100	72.1	69.1
6. 加減点項目	再選定におけるインセンティブ	5	0.0	5.0
	市内経済の活性化	1	1.0	1.0
	障害者が常用労働者となり得る機会の確保	1	0.0	0.0
	女性の活躍推進	2	0.0	0.0
	SDGsへの取組	1	0.0	1.0
合 計		110	73.1	76.1

指定管理者候補者概要

施設名 下花輪福祉会館

指定管理者候補者	公益社団法人流山市シルバー人材センター
代表	会長 神田 英子
設立	昭和 59 年 2 月 20 日
所在地	千葉県流山市東初石 3 丁目 103 番地の 18
資本金	—
売上高	573,928,050 円（令和 6 年度経常収益）
従業員	719 人（会員含む・令和 7 年 3 月 31 日現在）
主な受託業務	<p>下花輪福祉会館指定管理者事業（※現指定管理者） （平成 18 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）</p> <p>1 主な事業 シルバー人材センター事業 （地域社会に密着した仕事の請負） （技能職、管理職、技術職、一般作業職等）</p> <p>2 指定管理者として管理運営をしている主な施設 西深井福祉会館（H18.4～R8.3） 南福祉会館（H18.4～R8.3） 名都借福祉会館（H18.4～R8.3） 平和台福祉会館（H18.4～R8.3） 南流山福祉会館（H18.4～R10.3） 他 8 か所の施設等の管理運営</p>

【東深井福祉会館】指定管理者選定評価表

審査項目	条例施行規則第2号及び第3様式に基づく分類	配点	NPO法人自立サポートネット流山
1. 指定管理者としての資質	(1) 指定管理者としての実績	12	9.3
	(2) 申請者の財政状況		
	(3) 申請の理由		
2. 施設運営の方針	(1) 施設の現状に対する考え方・将来展望	32	22.5
	(2) 事業収支計画		
	(3) 地域や他の施設との連携		
	(4) その他		
3. 実施体制	(1) 職員の配置	12	9.2
	(2) 職員の研修計画		
4. 安全管理	(1) 防犯対策・防災対策	20	14.7
	(2) 安心・安全面の具体策		
	(3) 個人情報の保護策		
	(4) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法等		
5. 創意工夫・改善	(1) サービス向上のための方策	24	17.3
	(2) 利用者の要望等の反映		
	(3) 自主事業		
小 計		100	73.0
6. 加減点項目	再選定におけるインセンティブ	5	5.0
	市内経済の活性化	1	1.0
	障害者が常用労働者となり得る機会の確保	1	0.0
	女性の活躍推進	2	0.0
	SDGsへの取組	1	0.0
合 計		110	79.0

指定管理者候補者概要

施設名 東深井福祉会館（地域ふれあいセンター・障害者福祉センター）

指定管理者候補者	特定非営利活動法人自立サポートネット流山
代表	理事長 小野内 裕治
設立	平成 13 年 11 月 19 日
所在地	千葉県流山市東初石 4 丁目 191 番地の 3
資本金	－
売上高	417,319,486 円（令和 6 年度経常収益）
従業員	95 人（非常勤含む・令和 7 年 4 月 1 日現在）
主な受託業務	東深井福祉会館指定管理者事業（※現指定管理者） （平成 23 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日） 1 主な事業 障害者相談支援事業 障害者地域活動支援事業 障害者グループホーム事業

【心身障害者福祉作業所（さつき園）】指定管理者選定評価表

資料 1

審査項目	条例施行規則第2号及び第3様式に基づく分類	配点	社会福祉法人まほろばの里
1. 指定管理者としての資質	(1) 指定管理者としての実績	12	10.3
	(2) 申請者の財政状況		
	(3) 申請の理由		
2. 施設運営の方針	(1) 施設の現状に対する考え方・将来展望	28	22.2
	(2) 事業収支計画		
	(3) 地域や他の施設との連携		
	(4) その他		
3. 実施体制	(1) 職員の配置	12	10.8
	(2) 職員の研修計画		
4. 安全管理	(1) 防犯対策・防災対策	20	16.5
	(2) 安心・安全面の具体策		
	(3) 個人情報の保護策		
	(4) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法等		
5. 創意工夫・改善	(1) サービス向上のための方策	24	19.7
	(2) 利用者の要望等の反映		
	(3) 自主事業		
6. その他	(1) 提出資料及びプレゼン内容全般	4	3.5
小 計		100	83.0
7. 加減点項目	再選定におけるインセンティブ	5	5.0
	市内経済の活性化	1	1.0
	障害者が常用労働者となり得る機会の確保	1	0.0
	女性の活躍推進	2	0.0
	SDGsへの取組	1	0.0
合 計		110	89.0

指定管理者候補者概要

施設名 流山市心身障害者福祉作業所さつき園

指定管理者候補者	社会福祉法人 まほろぼの里
代表	理事長 小金丸 孝裕
設立	平成3年12月21日
所在地	千葉県流山市野々下1丁目319番地
資本金	—
事業収入総額	588,009,703円
従業員	120名（令和7年4月1日現在※非常勤者含）
主な受託業務	流山市心身障害者福祉作業所さつき園（※現指定管理者）（平成18年4月1日～令和8年3月31日） 1 主な事業 生活介護事業 就労継続支援B型事業 放課後等デイサービス事業 児童発達支援事業 特定相談支援事業 障害児相談支援事業 共同生活援助併設型短期入所事業

流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例 昭和53年12月21日条例第35号 (設置)</p> <p>第2条 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第15項</u>に規定する就労継続支援を行うため、福祉作業所を設置する。</p>	<p>○流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例 昭和53年12月21日条例第35号 (設置)</p> <p>第2条 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第14項</u>に規定する就労継続支援を行うため、福祉作業所を設置する。</p>

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例 平成19年12月21日条例第45号 (定義)</p>	<p>○流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例 平成19年12月21日条例第45号 (定義)</p>
<p>第3条 この条例において、「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該身体障害者手帳に掲げる身体障害者等級表の級別が1級又は2級のもの</p> <p>(2) 知事が交付する療育手帳の交付を受けた者であって、当該療育手帳に掲げる障害の程度が(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1若しくはAの2のもの又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所において知的障害と判定された者であって、その障害の程度が重度に相当すると判定されたもの</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該精神障害者保健福祉手帳に掲げる障害等級(第6条において「障害等級」という。)が1級又は2級のもの</p>	<p>第3条 この条例において、「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該身体障害者手帳に掲げる身体障害者等級表の級別が1級又は2級のもの</p> <p>(2) 知事が交付する療育手帳の交付を受けた者であって、当該療育手帳に掲げる障害の程度が(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1若しくはAの2のもの又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所において知的障害と判定された者であって、その障害の程度が重度に相当すると判定されたもの</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該精神障害者保健福祉手帳に掲げる障害等級(第6条において「障害等級」という。)が1級又は2級のもの</p>
<p>2 この条例において、「特定疾病者」とは、次の各号に掲げる疾病のいずれかにより患している者をいう。</p> <p>(1) 難治性の肝炎(劇症肝炎を除く。)</p>	<p>2 この条例において、「特定疾病者」とは、次の各号に掲げる疾病のいずれかにより患している者をいう。</p> <p>(1) 難治性の肝炎(劇症肝炎を除く。)</p>

改正後	改正前
<p>(2) ネフローゼ</p> <p>3 この条例において、「社会保険各法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。</p> <p>4 この条例において、「一部負担金」とは、保険医療等に係る費用の額から社会保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。</p> <p>5 この条例において、「自己負担金」とは、国又は地方公共団体が公費負担医療制度による給付決定をした場合において、当該給付決定を受けた者が負担しなければならない額をいう。</p> <p>6 この条例において、「負担基準額」とは、この条例の規定により重度障害者医療費の受給資格の認定を受けた者が負担すべき額をいう。</p> <p>7 この条例において、「保険医療機関等」とは、保険医療等を取り扱う病院、診療所、薬局等をいう。</p> <p>8 この条例において「自立支援医療」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第5条第25項</u>に規定する自立支援医療をいう。</p> <p>9 この条例において「被保険者等」とは、重度障害者又は特定疾病者が適用を受ける社会保険各法による被保険者、世帯主又は組合員をいう。</p>	<p>(2) ネフローゼ</p> <p>3 この条例において、「社会保険各法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。</p> <p>4 この条例において、「一部負担金」とは、保険医療等に係る費用の額から社会保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。</p> <p>5 この条例において、「自己負担金」とは、国又は地方公共団体が公費負担医療制度による給付決定をした場合において、当該給付決定を受けた者が負担しなければならない額をいう。</p> <p>6 この条例において、「負担基準額」とは、この条例の規定により重度障害者医療費の受給資格の認定を受けた者が負担すべき額をいう。</p> <p>7 この条例において、「保険医療機関等」とは、保険医療等を取り扱う病院、診療所、薬局等をいう。</p> <p>8 この条例において「自立支援医療」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第5条第24項</u>に規定する自立支援医療をいう。</p> <p>9 この条例において「被保険者等」とは、重度障害者又は特定疾病者が適用を受ける社会保険各法による被保険者、世帯主又は組合員をいう。</p>

【流山市地域福祉センター】指定管理者選定評価表

審査項目	条例施行規則第2号及び第3様式に基づく分類	配点	社会福祉法人流山市社会福祉協議会
1. 指定管理者としての資質	(1) 指定管理者としての実績	12	10.7
	(2) 申請者の財政状況		
	(3) 申請の理由		
2. 施設運営の方針	(1) 施設の現状に対する考え方・将来展望	32	23.5
	(2) 事業収支計画		
	(3) 地域や他の施設との連携		
	(4) その他		
3. 実施体制	(1) 職員の配置	16	12.3
	(2) 職員の研修計画		
4. 安全管理	(1) 防犯対策・防災対策	20	15.8
	(2) 安心・安全面の具体策		
	(3) 個人情報の保護策		
	(4) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法等		
5. 創意工夫・改善	(1) サービス向上のための方策	20	16.3
	(2) 利用者の要望等の反映		
	(3) 自主事業		
合 計		100	78.6

指定管理者候補者概要

施設名 流山市地域福祉センター

指定管理者候補者	社会福祉法人 流山市社会福祉協議会
代表	会長 石幡 恒美
設立	昭和51年12月17日
所在地	千葉県流山市平和台2丁目1番地の2
資本金	社会福祉法人により項目なし
売上高（収入総額）	659,062,855円（令和6年度決算）
従業員	211名（令和7年4月1日現在※契約スタッフ含）
主な受託業務	<p>流山市地域福祉センター指定管理者事業 （※現指定管理者） 平成18年4月1日～令和8年3月31日</p> <p>1 主な事業 流山市地域福祉センター施設管理運営 高齢者デイサービスセンター業務 障害者デイサービスセンター業務</p> <p>2 指定管理者として管理運営をしている主な施設 流山市流山福祉会館（S63.4～R8.3） 鱒ヶ崎小学校区第1ひまわり学童クラブ （H24.4～R12.3） 鱒ヶ崎小学校区第2ひまわり学童クラブ （H28.4～R12.3） 鱒ヶ崎小学校区第3ひまわり学童クラブ （R1.7～R12.3） 南流山小学校区第1あすなろ学童クラブ （H24.4～R12.3） 南流山小学校区第2あすなろ学童クラブ （R3.4～R12.3）</p>

【流山市生涯学習センター】指定管理者選定評価結果表

資料1

審査項目	条例施行規則第2号及び第3様式に基づく分類	配点	A社	アクティオ株式会社
1. 指定管理者としての資質	(1) 指定管理者としての実績	12	9.8	11.0
	(2) 申請者の財政状況			
	(3) 申請の理由			
2. 施設運営の方針	(1) 施設の現状に対する考え方・将来展望	28	21.0	22.0
	(2) 事業収支計画			
	(3) 地域や他の施設との連携			
	(4) その他			
3. 実施体制	(1) 職員の配置	12	9.5	10.3
	(2) 職員の研修計画			
4. 安全管理	(1) 防犯対策・防災対策	20	15.7	15.2
	(2) 安心・安全面の具体策			
	(3) 個人情報の保護策			
	(4) 利用者トラブルの対処方法等			
5. 創意工夫・改善	(1) サービス向上のための方策	28	20.5	25.0
	(2) 利用者の要望等の反映			
	(3) 指定管理者企画事業			
小 計		100	76.5	83.5
6. 加減点項目	再選定におけるインセンティブ	5	0.0	5.0
	市内経済の活性化	1	0.0	0.0
	障害者が常用労働者となり得る機会の確保	1	0.0	1.0
	女性の活躍推進	2	0.0	2.0
	SDGsへの取組	1	1.0	1.0
合 計		110	77.5	92.5

指定管理者候補者概要

施設名 流山市生涯学習センター

指定管理者候補者	アクティオ株式会社
代表	代表取締役 淡野 文孝
設立	昭和 62 年 2 月 27 日
所在地	東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 KDX 中目黒ビル 6 階
資本金	9,900 万円
売上高	10,631,484 千円 ※令和 6 年決算
従業員	2,636 名（契約社員、パート・アルバイト等含む） ※令和 6 年 12 月 31 日現在
主な受託業務	流山市生涯学習センター指定管理者事業 （平成 18 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日） ※現指定管理者 1 主な事業 ・指定管理者制度に基づく公の施設の管理業務 ・文化施設の経営及び管理並びに案内・受付誘導等運營業務 ・文化、スポーツ等の催事企画運營業務 ・ビルメンテナンス、労働者派遣業務等 2 指定管理者として管理運営をしている主な施設 ・流山市おおたかの森センター・流山市立おおたかの森こども図書館（H27.4～R12.3） ・流山市立南流山地域図書館・流山市南流山児童センター（R4.12～R10.3） ・野田市文化会館・野田市生涯学習センター（H23.4～R8.3※野田市文化会館は H28.4～） 等全国 154 施設を管理運営

【コミュニティプラザほか7スポーツ施設】指定管理者選定評価表

資料 1

審査項目	条例施行規則第2号及び第3様式に基づく分類	配点	帝国ビル管理協同組合
1. 指定管理者としての資質	(1) 指定管理者としての実績	12	9.5
	(2) 申請者の財政状況		
	(3) 申請の理由		
2. 施設運営の方針	(1) 施設の現状に対する考え方・将来展望	20	16.0
	(2) 事業収支計画		
3. 実施体制	(1) 職員の配置	16	12.2
	(2) 職員の研修計画		
4. 安全管理	(1) 防犯対策・防災対策	24	17.5
	(2) 安心・安全面の具体策		
	(3) 個人情報の保護策		
	(4) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法等		
5. 創意工夫・改善	(1) サービス向上のための方策	28	20.7
	(2) 利用者の要望等の反映		
	(3) 自主事業		
小 計		100	75.9
6. 加減点項目	市内経済の活性化	1	0.0
	障害者が常用労働者となり得る機会の確保	1	0.0
	女性の活躍推進	2	0.0
	SDGsへの取組	1	0.0
合 計		105	75.9

指定管理者候補者概要

施設名

指定管理者候補者	帝国ビル管理協同組合
代表	代表理事 石川 榮次
設立	平成14年12月19日
所在地	東京都練馬区豊玉上二丁目25番9号
資本金	6,000,000円
売上高	409,335,933円（令和6年決算）
従業員	約1,300名
主な受託業務	流山市コミュニティプラザ指定管理者事業（※現指定管理者） （平成17年4月1日～令和8年3月31日） 1 主な事業 建物総合管理業務 保守点検委託業務 警備業務 2 指定管理者として管理運営をしている主な施設 新座市老人福祉センター（H21.4～R9.3）

【一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明】指定管理者選定評価表

審査項目	条例施行規則第2号及び第3様式に基づく分類	配点	株式会社流山ツーリズムデザイン	A社
1. 指定管理者としての資質	(1) 指定管理者としての実績	12	9.0	9.0
	(2) 申請者の財政状況			
	(3) 申請の理由			
2. 施設運営の方針	(1) 施設の現状に対する考え方・将来展望	32	22.7	22.2
	(2) 事業収支計画			
	(3) 地域や他の施設との連携			
	(4) その他			
3. 実施体制	(1) 職員の配置	12	8.3	8.8
	(2) 職員の研修計画			
4. 安全管理	(1) 防犯対策・防災対策	20	15.2	14.7
	(2) 安心・安全面の具体策			
	(3) 個人情報の保護策			
	(4) 利用者トラブルの対処方法等			
5. 創意工夫・改善	(1) サービス向上のための方策	24	18.5	15.2
	(2) 利用者の要望等の反映			
	(3) 自主事業			
小 計		100	73.7	69.9
6. 加減点項目	再選定におけるインセンティブ	5	3.0	0.0
	市内経済の活性化	1	1.0	1.0
	障害者が常用労働者となり得る機会の確保	1	0.0	0.0
	女性の活躍推進	2	0.0	0.0
	SDGsへの取組	1	0.0	1.0
合 計		110	77.7	71.9

指定管理者候補者概要

施設名 一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明

指定管理者候補者	株式会社流山ツーリズムデザイン
代表	代表取締役 吉河 智彦
設立	令和2年8月26日
所在地	流山市流山2丁目101番地の1
資本金	4,935万円
売上高	137,033,529円(令和6年決算)
従業員	30名(令和7年11月19日現在※契約スタッフ含)
主な受託業務	<p>一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明指定管理者事業(※現指定管理者)</p> <p>(令和2年4月1日～令和8年3月31日)</p> <p>1 主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・観光まちづくりに関する調査研究及び戦略の策定・地域観光に関する実態調査及び計画策定・公共施設等の管理運営・イベントの企画・立案・運営・観光・交流施設、宿泊施設、物販店、飲食店等、地域活性化に必要な施設の企画、開発、事業者誘致、経営、管理 <p>2 指定管理者として管理運営をしている主な施設</p> <p>流山市白みりんミュージアム(R6.11～R12.3)</p>